

国定公園及び県立自然公園に係る公園事業取扱方針

別途地区ごとに個別に取扱方針を定めている場合においては、個別の定めによることとし、それ以外については、下記取扱方針による。

事業の種類	取扱方針
1 全事業共通	<p>(1) 規模 事業の目的を達成する範囲で、必要最小限の規模とする。</p> <p>(2) 外部意匠・色彩・材料等 ア 利用者の目に触れる部分又は目に触れる可能性のある部分については、風致景観と調和するように、自然材料又は自然材料を模した表面処理をし、可能な限り目立たない色彩のものとする。 イ 屋根の形状は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10 以上とする。ただし、宿舎事業以外の事業の車庫、倉庫等の小規模な建築物及びその他特殊な用途の建築物並びに駐車場事業についてはこの限りではない。屋根の色彩は、原則として焦げ茶色とする。ただし、周囲の風致景観と調和する色彩はこの限りではない。 ウ 外壁の色彩は、原則として焦げ茶色、茶色の中から周囲の環境に調和する色彩を選択する。ただし、周囲の風致景観と調和する色彩はこの限りではない。なお、自然材料によるものは素材色も使用できるものとする。 エ 建築物の水平投影外周線については、その地域周辺の状況等に即し、著しく不調和とならないよう、公園事業道路（車道）等又は敷地境界線からの離隔距離を適切に設定するよう努める。</p> <p>(3) 残土処理方法 自然公園区域外に搬出する。ただし、行為敷地内における敷きならしによって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合又は自然公園法若しくは長野県立自然公園条例の手續を受けて行われる他の行為に適切に流用される場合はこの限りではない。</p> <p>(4) 廃材処理方法</p>

自然公園区域外に搬出する。ただし、自然公園法又は長野県立自然公園条例の手續を受けて行われる他の行為に適切に流用される場合はこの限りではない。

(5) 修景緑化方法

支障木については、行為敷地内に可能な限り移植し、周囲の修景緑化に使用する。

特別保護地区及び第1種特別地域において行為により裸地等が発生する場合は、植生誘導工を施し、周辺植物の定着を促す。

上記以外の地域においては、現地産の自生種（当該周辺地域に自生する種も含む。）の植栽又は播種等による緑化を行う。ただし、現地産の自生種が手に入らない等、やむを得ない場合は、国内産の在来緑化植物を用いる。この場合においては、現地産の自生種以外の在来緑化植物を利用する範囲を必要最小限とし、逸出、交雑等の防止に配慮する。

また、地表を改変する場合は、可能な限り表土を保存し、修景緑化に利用する。

なお、緑化に当たっては「自然公園における法面緑化指針」（平成27年10月 環境省自然環境局）を基本とする。

(6) 法面緑化方法

法面は緑化することとし、その方法は「1全事業共通(5)修景緑化方法」と同様とする。ただし、自然公園利用者等の安全確保上代替工法がない場合は、モルタル若しくはコンクリート吹付工（特殊配合モルタル吹付工含む。）又は法枠工も使用できるものとする。

擁壁は、可能な限り自然石積みとし、これが困難な場合においては、自然石を模した表面仕上げとしたコンクリート擁壁や鉄線フトンカゴ工等も使用できるものとする。

(7) 汚排水処理方法

し尿及び雑排水は、公共下水道に排出処理する。

公共下水道がない地域におけるし尿及び雑排水については、合併処理浄化槽等その施設の設置場所に応じた方法によって適切に処理し、河川の水質保全等周辺の自然環境に影響を与えないための措置を講ずる。

(8) ごみ処理方法

生ごみを一時的に保管する場合は、建築物内に、又は屋外では堅固な容器に収納して保管し、野生動物による被害防止対策を徹底するとともに、自然公園区域外に排出して適切に処理する。

(9) 広告物の掲出

ア 乱立を避けるため、目的を達成する範囲で最小限に留め、風致景観上支障の少ない位置及び方法とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合する。また、設置者を明記し、老朽化、破損した場合は撤去、補修する等適切に管理するとともに、不必要なものは速やかに撤去する。

イ 支柱及び表示板の材料は、構造及び安全確保上の問題がある場合を除き、原則として自然材料とする。ただし、案内看板、解説看板の表示面については、この限りではない。

地色は素材色又は焦げ茶色、文字は白色又は黒色を基調とする。文字以外の表記については、地色及び文字以外の色彩とする場合は２種類以下とする。その場合、色彩は周囲の自然景観になじまないものを避け、表示面の地色としないものとする。ただし、地図等２種類以上の色を使用しなければ目的を達成することができない場合は、この限りではない。

ウ 夜間に利用者を誘導するために必要がある場合に限り、外部からの照明を使用できるものとする。

(10) 標識類

ア 乱立を避けるため、必要最小限の個数とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合する。

必要に応じて、外国語を併記する。

イ 支柱等に使用する材料は、木材を基本とする。ただし、気象、地理、地形、地質等の避けがたい事由により、木材では耐久性、施工性等に問題がある場合は、石材、鋼材、樹脂製等も使用できるものとする。さらに、岩体や建築物に直接表示又は掲出することを妨げない。色彩は焦げ茶色とする。

表示板に使用する材料は、木材、アルミニウム・ス

ステンレス等の金属又は樹脂製を基本とし、色彩は原則として自然材料の素材色、茶色、ベージュを基調とする。ただし、安全確保上必要なもの等の公共性の高いものについてはこの限りではない。

主要な文字は白色及び黒色を基本とする。ただし、安全確保上必要なもの等の公共性の高いものについては、この限りではない。

ウ 照明を用いる場合は、目的を達成する範囲で必要最小限とする。

(11) 管理方針

快適かつ安全な利用を確保するために、事業敷地内及び事業施設の日常的な美化、修景、補修等、適切な維持管理に努める。

また、ごみの投げ捨て防止及びごみの持ち帰り運動を推進する。

(12) 配慮を求める事項

行為に際し外来種を持ち込まないよう必要な措置を講ずる。

希少野生動植物が事業敷地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物に悪影響を与えないよう必要な措置を講ずる。

展望地においては、必要に応じて展望・眺望の支障となる木竹の伐採を行う。なお、移植可能な木竹は、周囲の修景緑化に使用するよう努める。

(13) その他

施設整備に当たってはユニバーサルデザインに配慮する。

なお、施設の設計に当たっては、自然公園等施設技術指針（平成 25 年 7 月 環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室）を参考とする。

2 道路（車道）

(1) 基本方針

道路交通の安全性を確保するとともに、可能な限り現地地形に順応させること等により、自然環境及び風致景観に対する影響が最小となる工法とする。

(2) 付帯施設の外部意匠・色彩・材料等

	<p>ア 危険防止柵は、原則としてガードロープ等視界遮蔽の軽微なものを使用し、安全確保上やむを得ずガードレール等を使用する場合は、自然景観に調和するよう焦げ茶色系又は暗灰色系（亜鉛メッキを含む）とする。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も使用できることとし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。</p> <p>イ 落石防止柵等の色彩は、暗灰色系又は焦げ茶系とする。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。</p> <p>ウ 擁壁又はトンネル坑口は、原則として自然石又は自然石を模した表面処理を行ったものを使用する。</p> <p>エ 橋梁の色彩は、明度の高いものは避け、茶色系又は灰色系等風致景観に調和したものをを用いる。</p> <p>オ 照明は、交通の安全を確保する上で必要最小限とする。</p> <p>カ 法面や側溝等の設計に当たっては、動物の移動を妨げないように配慮する。</p> <p>(3) 管理方針 公園利用者の安全を確保するよう適切に管理する。</p> <p>(4) その他 廃道敷は、舗装等人工物を撤去の上、現地産の自生種を用いて自然状態に緑化復元する。ただし、取り壊すことにより災害が発生するおそれのある擁壁等についてはこの限りではない。</p>
<p>3 道路（自転車道）</p>	<p>(1) 基本方針 歩道を兼ねた自転車道として整備する。</p> <p>(2) 付帯施設の外部意匠・色彩・材料等</p> <p>ア 擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行ったものを使用する。</p> <p>イ 利用者の誘導、安全確保等のために必要な転落防止柵等については、素材等に配慮し、必要な強度を確保する。</p> <p>ウ 落石・雪崩防止柵等の色彩は、暗灰色又は焦げ茶色</p>

	<p>とする。</p> <p>エ 法面や側溝等の設計に当たっては、動物の移動を妨げないように配慮する。</p> <p>オ 休憩所、公衆便所等屋根の形状は、「1 全事業共通 (2)外部意匠・色彩・材料等イ」によるものとし、露出部分の主要外壁は、可能な限り木材、石材等の自然材料を用いる。</p> <p>カ 総合案内板は、駐車場等利用者が集中する利用効率の高い地点に整備する。その他の看板は、目的を達成する範囲で必要な場所に整備する。</p> <p>(3) 管理方針</p> <p>ア 必要に応じて危険箇所の点検、補修、草刈り等を実施する。</p> <p>イ 施設の維持管理に努め、老朽化したものは速やかに撤去又は更新を行う。</p>
<p>4 道路（歩道）</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>ア 登山道整備については、原則として新設は行わないものとする。</p> <p>イ 登山道整備に当たっては、登山道の難易度や利用者層等地域全体の利用状況、管理状況を把握し、登山者の安全な利用が図られるよう計画的な整備を行う。</p> <p>ウ 歩行者の安全確保に配慮するとともに周囲の自然環境に悪影響を与えないよう、自然環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。また、お花畑や湿原地帯での木道化、ルートの特化を図る。</p> <p>エ 登山口においては公園利用に必要な情報を提供するための方策を図るとともに、施設の整備に努める。</p> <p>オ 登山口から山小屋等まで又は山小屋等の間の距離が長く、し尿による動植物等への影響が懸念される歩道区間にあつては、維持管理面の対策を含めて公衆便所の設置を検討する。</p> <p>(2) 付帯施設の外部意匠・色彩・材料等</p> <p>ア 湿原、高山植物のお花畑等脆弱な自然環境を保全するため、必要に応じて、立入り防止柵及び標識類を整備する。</p> <p>イ 材料等は、可能な限り自然材料を使用し、色彩は原則として焦げ茶色とする。ただし、自然材料の場合は</p>

	<p>素材色も使用できるものとする。</p> <p>ウ 法面や側溝等の設計に当たっては、動物の移動を妨げないように配慮する。</p> <p>(3) 管理方針</p> <p>ア 巡視及び情報収集により危険箇所を把握し、適正な維持管理を行う。</p> <p>イ 利用者による周辺の植物の踏み付け、植物の採取等の防止を図る。</p> <p>ウ 歩道幅員の範囲内で、下草の刈り払い、支障木の枝落とし等の必要な維持管理を行い、安全かつ快適な利用を図る。</p> <p>(4) その他</p> <p>登山道の整備及びその維持管理に当たっては、「山岳の環境保全及び適正利用の方針」(平成 28 年 3 月 8 日付け 27 自保第 293 号 長野県環境部長通知)に基づくものとする。</p>
5 橋	
6 広場	
7 園地	<p>(1) 基本方針</p> <p>自然公園利用の拠点となる重要な施設として、展望、休憩、情報提供等、地域の自然を活かし、利用特性に応じた整備を図るとともに、適正な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</p> <p>(2) 付帯施設</p> <p>ア 休憩所、公衆便所は周囲の自然環境に調和したデザインとする。</p> <p>イ 野鳥や植物の解説板等自然解説のための施設の整備に努める。</p> <p>ウ 園地以外への立入りにより動植物の損傷や裸地化及び利用者の危険のおそれがある場合は、制札、立入り防止柵等を整備する。</p> <p>(3) 管理方針</p>

	<p>危険箇所の点検、補修、草刈り等を必要に応じて実施する。</p>
<p>8 宿舎</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>ア 自然公園利用者に対し、各地域の特性に応じた良好なサービスを提供する。</p> <p>イ 自然公園の滞在拠点として自然とのふれあいや自然の中での休養といった機能を十分発揮できるような施設内容及び運営形態とする。</p> <p>ウ 施設の建て替え、増改築に当たっては、風致景観の保護に十分配慮するとともに、大規模な切土や盛土、支障木の伐採を避ける。</p> <p>(2) 位置</p> <p>目的、内容等の諸条件から、風致景観上の影響が最小限となる位置とする。</p> <p>(3) 建築物の外部意匠・色彩・材料等</p> <p>ア 屋根の形状は、「1 全事業共通(2)外部意匠・色彩・材料等イ」によるものとする。また、塔屋の形態についてもこれによるものとする。ただし、積雪対策等合理的な理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>イ 露出部分の主要外壁は、可能な限り木材、石材等の自然材料を用いる。</p> <p>ウ 屋根の色彩は、「1 全事業共通(2)外部意匠・色彩・材料等ウ」によるものとする。自然材料で被覆しない部分の外壁は、茶色系、ベージュ又は光沢のない白色系とし3色以内とする。</p> <p>(4) 付帯施設</p> <p>車庫、倉庫等小規模な付帯施設は、主たる建築物に包含することとし、やむを得ず別棟にする場合は、主たる建築物の外部意匠・色彩・材料等と同様のものとする。</p>
<p>9 避難小屋</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>登山者の安全を確保するため、登山情報等の提供を含め安全な登山を誘導するよう整備する。</p> <p>(2) 規模</p> <p>周辺の植生及び風致景観を保護するため、目的を達成</p>

	<p>する範囲で必要最小限のものとする。</p> <p>(3) 付帯施設 極力、公衆便所を設置するものとする。また、登山情報を提供する案内板等を整備する。</p> <p>(4) 管理方針 利用者の安全が確保され、快適に利用できるよう施設の維持管理、美化清掃に努めるものとする。</p>
10 休憩所	<p>(1) 基本方針 自然公園の利用者が快適に休憩又は飲食できる施設とする。</p> <p>(2) 付帯施設 必要に応じて自然情報や利用施設等の自然公園に関する情報を入手できる機能を設ける。</p>
11 展望施設	
12 案内所	
13 野営場	<p>(1) 基本方針 地域の利用拠点として、また周辺の自然に親しむ拠点としての整備を図る。</p> <p>(2) 付帯施設 ア 駐車場、公衆便所、炊事棟、案内板等の施設の他、自然解説板等自然を解説する施設を適切に配置し整備する。 イ ファイヤーサークルは、周辺の植生に影響を及ぼさず、火災の危険の少ない空き地に設けるものとし、指定地以外でのキャンプファイヤーは禁止する。</p> <p>(3) 管理方針 ア 場内の環境を清潔に保つため、清掃等の管理を徹底する。 イ 利用規則を定め、秩序ある利用が行われるようにする。</p>

	<p>ウ 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。</p> <p>エ 遊休化した施設及び老朽化の著しい施設については、速やかに撤去する。</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 夜間照明は、防犯、その他利用者の安全確保上必要最小限のものとし、外部に光が拡散しないよう配慮する。</p> <p>イ 動線及びテントサイトの範囲の明確化により林床植生の保護に留意する。</p>
<p>14 運動場</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>地域の利用拠点として整備を図る。</p> <p>(2) その他</p> <p>テニスコートの取扱いについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付け環自保第138号保護管理課長通知)に準じる。</p>
<p>15 水泳場</p>	
<p>16 船遊場</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>貸しボート、ヨット等一般利用者を対象とした係留施設、棧橋及びこれに付帯する施設を事業施設として把握する。</p> <p>公園事業として執行することがふさわしいと認められる既存施設については、機会をとらえて公園事業として取扱うものとする。</p> <p>(2) 管理運営方針</p> <p>ア モーターボート等動力船の使用については油汚染等の防止に努めるとともに、他のボート、ヨット等と競合しないよう、利用区域を定めるよう関係機関と調整する。</p> <p>イ 密集している既存棧橋については、共同利用等により整理統合を図る。</p> <p>(3) 施工方法</p>

	<p>栈橋等の設置に当たっては、河川及び湖沼等の水質を悪化させない措置を講ずるほか、文化財等に配慮する。</p>
17 スキー場	<p>(1) 基本方針 当面新設は行わないものとする。 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日付け環自国第315号自然保護局長通知)を準用する。</p> <p>(2) スキー場施設事業の基準 ア 滑降コース及びゲレンデ 大規模な土地の造成をせず、既存の地形を最大限に生かし、自然や風致景観に与える影響を最小限にする。造成後に生じる裸地は緑化する。 イ スキーリフト リフト支柱の色彩は焦げ茶色とする。 施設の撤去跡地については、整地後、適切な復旧措置を講ずる。 ウ 看板・誘導標識・表示板等 安全かつ適切な利用を促進するため、案内板、指導標識、自然解説板等を整備する。</p> <p>(3) 管理方針 パトロール、医療救急及び緊急時連絡体制を適正に整備する。</p> <p>(4) その他 融雪剤は、自然環境への影響が懸念されるため、使用しない。</p>
18 スケート場	
19 乗馬施設	
20 車庫	
21 駐車場	<p>(1) 基本方針 自然公園内の駐車場として、快適な利用を提供する施設とし、支障木の伐採及び地形の改変は可能な限り少な</p>

	<p>くする等自然環境の保全に配慮し、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</p> <p>(2) 管理方針 利用集中期には、適正な誘導及び事故防止に努める。</p>
22 給油施設	<p>(1) 基本方針 自動車による自然公園利用者が適切に給油や給電できるように整備する。</p>
23 昇降機	
24 自動車運送施設	
25 船舶運送施設	
26 水上飛行機運送施設	
27 鉄道運送施設	
28 索道運送施設	<p>(1) 基本方針 ア 展望、登山、園地散策等地域の利用目的に沿った整備を図る。 イ 自然解説等情報提供機能の充実を図る。</p>
29 自動車道	「2 道路（車道）」の取扱方針に準じる。
30 係留施設	
31 給水施設	<p>(1) 基本方針 給水量の安定確保のための整備、水源の汚染防止のための措置を講ずる。</p>
32 排水施設	

33 医療救急施設	
34 公衆浴場	
35 公衆便所	
36 汚物処理施設	
37 博物館	
38 植物園	<p>(1) 基本方針</p> <p>ア 貴重な植物の生育地であることから、これらの保全に努めるものとする。</p> <p>イ 自然学習の場としての施設整備を図るものとする。</p>
39 動物園	
40 水族館	<p>(1) 基本方針</p> <p>魚類、水生動物等を観察するための施設として整備する。</p>
41 博物展示施設	<p>(1) 基本方針</p> <p>自然公園の利用拠点として博物展示施設を起点とする自然探勝路を活用し、利用者への自然解説を行うとともに、地元住民と協力連携しながら普及啓発活動を積極的に推進する。</p>
42 野外劇場	
43 植生復元施設	
44 動物繁殖施設	
45 砂防施設	

46 防火施設	
47 自然再生施設	